

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高山市長 田中 明

市町村名 (市町村コード)	高山市 (212032)
地域名 (地域内農業集落名)	久々野地域 (橋場・中組・上組・反保・坂屋・西洞・山梨・久須母・引下・小坊・大西・柳島・小屋名・大坊・木賊洞・長淀・渚・片籠・阿多粕・有道地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水稻栽培の他、高冷地の特色を生かしたトマト、ハウレンソウ(施設園芸)、果樹栽培が盛んな地域である。
 水稻栽培については、高齢化や後継者不足、農機具の老朽化、資材の高騰等の理由から水稻農家が減少傾向にある。(R2 90ha → R6 85ha)
 また、中山間地域特有の農地として一筆当たりの面積が小さく、不形成な条件により担い手が農地集積を進めるにも限界があり遊休農地の発生原因ともなっている。
 鳥獣被害も深刻な課題となっており、耕作意欲の低下から遊休農地の増加が懸念される。
 引き続き、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を活用し、農地の保全や水路等の農業用施設の維持管理を実施し、持続可能な農業環境を整える必要がある。
 畑作については、トマト、ハウレンソウを中心に、認定農業者等への集積が進み持続的な農地利用が図られている。

【地域の基礎的データ】

農業経営体 : 170経営体(うち、70歳以上 64経営体、団体経営 6経営体) <2020年 農林業センサス>
 主な作物等 : 水稻、トマト、ハウレンソウ、果樹、畜産

(2) 地域における農業の将来の在り方

トマト、ハウレンソウ、果樹については、担い手の育成を進めるとともに、認定農業者等を中心とした持続的な農地利用を進める。また、県下の生産量を誇る果樹栽培(りんご、桃)は、さらなるブランド力の強化に取り組む。
 遊休農地の解消対策として、推奨作物を設定し、担い手への農地の集積、集約化を段階的に進める。
 また、水稻栽培における作業受委託を進めるとともに、水稻栽培の新技術の導入を検討し、労力負担の軽減や機械設備の投資を抑える取り組みを検討し、多様な担い手による農地利用を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	307 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	307 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農業委員や農地利用最適化推進委員などと連携し、認定農業者を中心に農地の集積・集約化を進めるとともに新規就農者への貸付けを段階的に進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・離農や規模縮小を検討する農業者の遊休農地抑制対策として、農地中間管理機構への貸付けを進める。 ・規模拡大を目指す農業者に対して農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を促し、効果的な農地利用を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・過去に基盤整備事業を実施した地区においては現状維持を基本とする。その他の地区においては、耕作の状況に応じて検討する。 ・県営土地改良事業や県単農業農村整備事業を活用し、施設の長寿命化を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、経営意向を踏まえ担い手の育成を行う。また、県、JA、市等が連携し相談から定着まで切れ間ない支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・水稻栽培における作業の効率化が期待できる農作業は、久々野町機械化営農組合等への委託を進める。

以下任意記載事項

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①町内会及び農業改良組合が、鳥獣被害対策として侵入防止柵の点検、草刈り等の管理を実施。鳥獣被害対策実施隊とも連携し、鳥獣被害を減らすよう取り組む。
- ③果樹栽培のスマート農業に取り組む。
- ④山沿いの狭小農地については、新たな作物の生産を検討し、トマト栽培等の施設野菜による畑地化も進める。
- ⑤担い手による果樹栽培の現状を維持し、新規就農者の受入れに取り組む。
- ⑦町内会及び農業改良組合が、農業用水や農道等の保全管理に取り組む。
- ①⑦中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、鳥獣害対策、農地等の保全管理に取り組む。
- ⑨飼料作物栽培により、遊休農地の発生を防ぐよう取り組むとともに、家畜排せつ由来堆肥は、地域内の生産者に供給するなど耕畜連携を進める。